

介護保険制度

介護保険は、介護を必要とする人をみんなで連帯して支える制度で、40歳からの加入となります。

第1号被保険者

65歳以上の人

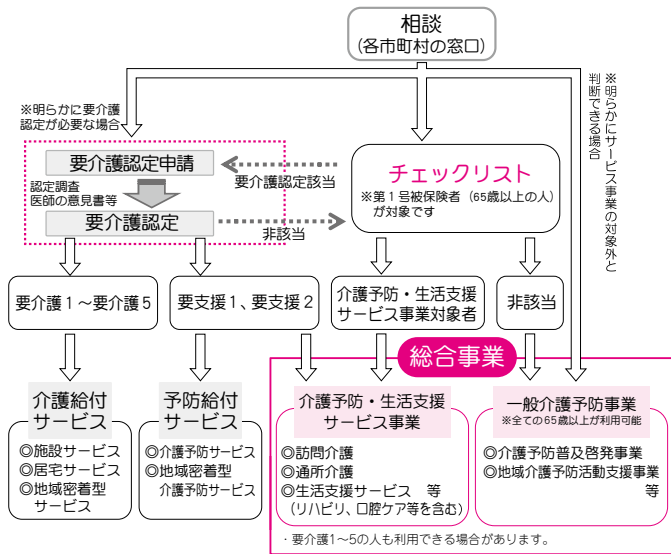
市町村ごとに介護が必要と判断された場合に介護サービスが受けられます。また総合事業のうち、一般介護予防事業は全ての方が対象となります。

第2号被保険者

40歳～65歳未満の人

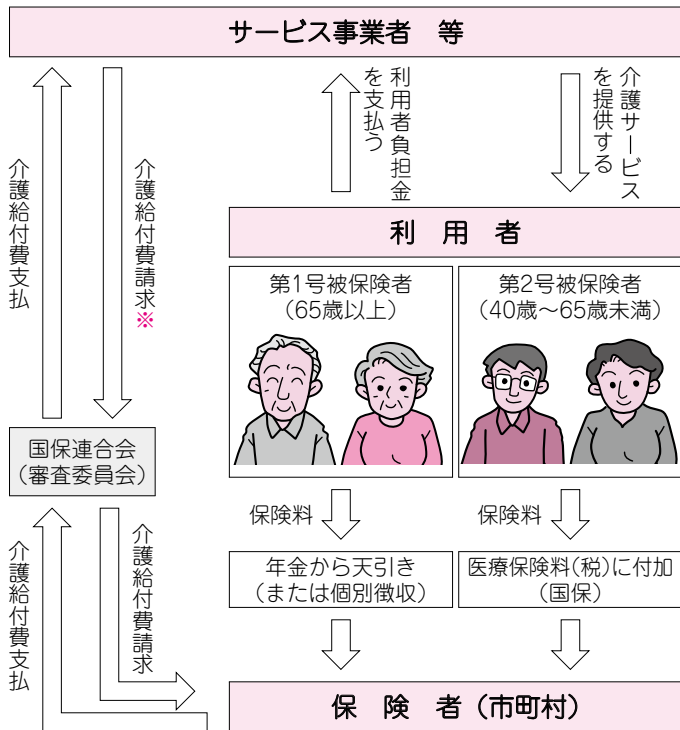
加齢に伴って生ずる特定の疾病が原因で介護が必要になった場合に、介護サービスが受けられます。

介護サービス利用の流れ



介護保険事業運営

介護保険事業は40歳以上の方が支払う保険料と公費で運営されます。サービスを利用した場合には、原則利用料の1割または2割（現役世代並み所得の方は3割）を負担することになります。



※総合事業のうち一般介護予防事業については、国保連合会を介さず事業者が直接市町村に請求します。